

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年10月23日

京都市右京区長 藤本 信和

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
酒井 純	京都市右京区太秦垂箕山町15 番地43 ZenマンションII 201	実態調査に基づく職権消除	令和8年 10月19日

(右京区役所市民総合窓口室)